

12月議会代表質問

日本共産党 駒形 八寿子

1.子ども誰でも通園制度について

2026年4月から新たな制度である「子ども誰でも通園制度」が全ての市町村で始まります。この制度は、少子化対策を解消するための政策として、「こども未来戦略」において創設されたものです。また、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める声も背景にあります。6ヶ月～3歳未満のこどもで、保育所などを使っていない子こどもが対象で、月10時間まで利用できる制度です。

しかし、事業者として補助金収入が足りない、子どもの安全面の不安など課題も見受けられます。地域住民と子どもたちに寄り添った制度に、どう自治体で築き上げていくかが課題ではないかと専門家は指摘しています。それでも、市は2025年度中に基準を決め、条例を制定、ニーズ調査することとなっている訳ですから、大変な作業になります。

まず、

- (1)本制度を通じて、子どもに適切な保育を提供できるようにすることについて
保育をどう提供していくのか安全・安心面から伺います。

Q1. 子どもの疾患、アレルギーなどの把握は当然必要ですが、直前の予約の場合対応はどうお考えですか。(初回の質問)

【答弁】

こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度で、令和8年度から全国で実施されます。

この制度の利用に際しては、初回利用時に先立ち、利用を希望する施設と面談を行うことが必要とされており、その後に予約・利用する流れとなります。

この事前面談は、子どもの健やかな成長を支えるという制度本来の目的を達成し、子どもと保護者が、施設との間で信頼関係を築くための重要な機会となります。

具体的には、食事、睡眠、排泄など家庭での基本的な生活習慣に加え、体調や怪我、アレルギー対応、好きな遊び、興味関心などについて情報を共有し、子どもの成長・発達状況を確認いたします。

市といたしましては、このような事前面談を通じて、安心・安全な保育を提供できるようになるものと考えております。

【答弁後】アレルギーのあるお子さんは常にいると思います、食材確認の業務負担はあり、通常業務に影響があるということは、本制度を試行されたところでは言われています。家庭との情報共有がとても重要になってきます。

次に

Q2.通常保育の園児たちへの影響についてお伺いします。

泣いてばかりいた時期から落ち着いた時期になり、居場所のある子どもたちへの影響も当然考えられると思いますが、どのようにお考えですか。

【答弁】

先行自治体のアンケートによりますと、「在園児が不安定になり、落ち着かない様子が見られた」等、否定的な意見もありましたことから、在園児に対しましても、安心安全な保育が提供できるよう配慮が必要であるものと認識しております。

一方で、同アンケートには、在園児について、「社会性の育ちや、異年齢との関わりによる成長が見られた」、「在園児が利用児童を思いやる様子や、関わろうとする姿が見られた」等、肯定的な意見も見受けられました。

のことから、制度の運用にあたりましては、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの健やかな成長を支えるという制度本来の目的を十分理解し、取り組んでまいります。

【答弁後】だから…

一対一での対応が必要な場合が多く、人手が足りず、通常保育に支障が出る。

利用児童の泣き声で、在園児の食事や活動に支障が生じるということが試行した事業者の方は言われています。

支障があつてはならないという立場は事業所も行政も同じだと思いますが、元々通っている通常保育の子どもたちが緊張したり、落ち着かないなど影響があつてはならない事です。

Q3.保育中の重大事故について伺います。

子供の健康や安全上への重大なリスクが懸念されます。

「児童福祉法には保育実施責任が明記され自治体が保育責任を担うこととされています。しかし、本制度の大きな特徴として、利用者(保護者)と事業者との「直接契約」の制度となり、市町村の「保育」に対する責任は大きく後退し、問題があつてもその解決は事業者と利用者の責任になつてしまふ」と専門家は指摘しています。重大事故がおきた場合の対応についてお伺いします。

【答弁】

市では、保育中の重大な事故は絶対に起きてはならないものとして、保育環境の

整備や職員の安全意識の向上を図るなど、安心・安全な保育の提供体制の確保に努めているところです。

万一、保育施設において重大な事故が発生した場合には、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に基づき、速やかに市に連絡を頂き、県を経由し国へ報告することとなっております。

また、報告後も事実関係の把握を行い、発生原因の分析等を行うとともに、必要な再発防止策を検討するため、事後的な検証を行うこととなっております。

本事業利用中に重大事故が発生した場合につきましても、通常保育や一時預かりと同様に、基準等に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

【答弁後】

一時預かりは保険をかけているが、本制度はどうするのか確認する

Q4.特別な支援が必要な子ども、家庭への対応についてお伺いします

医療的ケア児、障害児、要支援家庭の子どもも、本制度を利用できます。施設だけではなく、家庭への訪問も可能です。試行した事業所は、利用実績は少ないようですが、本市の特別な支援が必要な子ども、家庭への対応についてはどのようにお考えでしょうか。

【答弁】

保育施設においては、虐待の兆候など、気になる家庭を把握した場合は、児童福祉法等に基づき、児童相談所又は市の子ども家庭総合支援課への通告が義務付けられています。

施設から通告を受けた場合には、必要な支援につなげるため、「児童虐待防止のための連携手引き」に基づき、要保護児童対策地域協議会等を通じ、庁内外の関係機関との緊密な連携を図り、適切かつ即時の対応を図ることとしております。

今後、こども誰でも通園制度の利用を通じて、要保護児童の発見につながる可能性は十分にあることから、各施設においては、職員一人ひとりが児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、共通認識の下、組織的に対応することが肝要となるものと考えております。

市といたしましては、引き続き、現場職員の「ちょっとした変化に対する気づき」を大切に、子どもに関わる部署が一丸となって、どんな小さなSOSも見逃さないよう取り組んでまいります。

【答弁後】

本制度を通じて、要支援家庭を早期に把握し、適切なサポートに繋げる。

要支援児童等への対応を充実させるため、市は利用状況をチェックし、あまり利用していない家庭、頻繁に事業所を変える家庭があれば訪問するなどして、状況を把握する。必要に応じて関係機関に連絡するなど必要と考えます。

Q5.保育士の配置、スキルと経験の確保についてですが、初めての子ども、障害児や要支援家庭の子どもを預かることを考えると、保育士の責任が重くなり、一定のスキルも求められます。モデル事業の中間報告では、担当した保育者、経験年数は11年以上の方。全く新しい子どもたちを受け入れるわけなので、ベテランの保育士さんが担当しているということです。

ベテランの保育士への負担など、市の考えを伺います。

【答弁】

国が示す「こども誰でも通園制度に関するQ & A」に拠りますと、保育所等が本事業を通常保育と一体的に運営する場合に、保育所等の保育士が本事業に従事することが可能と示されています。

こども誰でも通園制度は、新たな制度であり、長年、保育現場で活躍されてきたベテラン保育士の豊かな知識や経験を遺憾なく発揮していただく場面が多くなることが予想され、一部の保育士への負担が多くなってしまう事態も想定されます。

このような状況を見据え、施設管理者は、ベテラン保育士等に過度な負担が生じないよう、職歴や職責、適性等を考慮した上で、適切な業務配分を行うことが必要であると考えております。

市といたしましては、今後、他自治体の事例などから、保育士負担の軽減や平準化等に資する好事例等を調査研究をし、民間事業者に対して情報共有等を行うなど、支援に努めてまいります。

【答弁後】指摘を受けとめられた……

これまで保育をどう提供していくのか安全・安心面から伺いました。

次に

(2)一時預かり事業とのすみ分けについてお伺いします。

本市にも保護者の方が就労や急病などで保育できない理由がある場合や、育児の負担を軽減したい場合などに、就学前の子どもを平日の昼間一時的に預かる「一時預かり事業」があります。

事業所からは、「一時預かり事業を実施するだけでも大変、採算がとれるかどうかわからない通園制度までは・・・」という率直な声が上がっています。また、「利用時間や料金等の相違点を利用者に説明することの困難さや、利用手続きにおける混乱を招きやすい」という指摘もあります。

Q1.現行の一時預かりと違うのはどういう点なのかお伺いします。

【答弁】

両事業の違いといたしましては、一時預かり事業が保護者のニーズに主眼を置き、「預ける」という考え方を基本としているのに対し、子ども誰でも通園制度は、子どもの成長に主眼が置かれ、「通う」という考えを基本とするものであると認識しております。

また、運用面につきましても、本市の一時預かり事業は、半日又は1日単位での利用に対し、子ども誰でも通園制度は、時間単位での利用が可能となっております。

このため、子ども誰でも通園制度は、年齢の近い子どもとの触れ合いや家族以外の人と関わる機会を得る場として、また、保護者のちょっとした買い物など、柔軟な利用ができるものと考えております。

市といたしましては、利用者や保育現場が混乱することなく、制度の違いや利用方法等について理解いただけよう、分かりやすい説明に努めつつ、十分な周知を図ってまいります。

【答弁後】集団の中で育てていきたいという保護者の願いに応えるということは大事なこと。(しかし、子どもの成長のためと言われたけど、就労要件を課さないのは一時預かりも同じなので、子どものためというのは言い切れないのでは。)

では次に

(3)Q1.事業者における採算の確保について伺います。

試行を行ったところでは、多くの事業者から採算性に関して疑義が呈されており、現在の補助制度の下では事業者の参入は困難。また、R7年度より、国において補助単価が引き上げられたものの、時間単位でランダムに利用される本事業の特性を踏まえると、利用実績に応じた単価方式のみでは、恒常的に職員を配置する場合の人員費を賄うことは困難と考えられるなど声が上がっています。

【答弁】

本事業を実施する民間事業者にとって、採算性を確保することは、安定的な運営と事業の継続性に影響する非常に重要な課題であると認識しております。

本事業実施による施設の収入は、保護者が負担する利用料のほか、利用する子どもの年齢等に応じて国が定めた公定価格に基づき、市から支払われる給付費で構成されることになりますが、現時点で、保護者の利用料、公定価格のいずれも、国から示されておりません。

市といたしましては、利用料や公定価格等の詳細が国から提示され次第、事業者の皆様に情報提供するとともに、意見交換会の場などを活用し、本事業の円滑な実施に向けた事業者のニーズ把握に努めてまいります。

【答弁後】運営する事業者が受け取れる収入は、子どもの利用時間に対応した収入のみ。

専任職員の配置を念頭に、一定額の人員費の保障する仕組みと利用実績に応

じた補助を組み合わせるなど、事業者が採算を確保しやすい手法を検討いていただきたいと思います。

次です

(4)Q1.事業者を含めた検討会の設置について伺います。

来年4月からの本格実施にむけ、市としても大変な作業を抱えることになっていると思いますが、是非事業者、保護者を含めた検討会を設置し、議論を重ねていただきたいと思いますが、検討会の設置についてはいかがでしょう。

【答弁】

本事業を円滑に実施していくためには、保育現場の理解が不可欠なことから、市内民間保育施設との意見交換会を実施し、市が持つ情報の提供や施設の意向等の把握に努めております。

今後は、制度実施にあたっての好事例の共有、課題解消などを目的に、官民連携による会議体等の設置も検討してまいります。

【答弁後】

(ここで言うことではないかもしないが…)

公立は環境をどう整えるのか

それを他の事業所に広めていき、やれるところを増やしてはどうか

再質問

検討会をいつ行おうと考えているか伺いたい。

【答弁】

年度内には実施したいとは思っておりますが、現時点では国からまだ詳細な情報が入ってきておりませんので、入ってき次第、開催の方向性を出したいというふうに考えております。

これまで縷々お聞きして、課題は子どもの安全面、保育士への負担、手続き上のことなど多岐にわたりますが、

(5)Q1.最後に、本制度導入による保育士の確保はどのように考えているのかお伺いします。

【答弁】

保育士の確保は、子ども誰でも通園制度に限らず、極めて重要な課題であると認識しております。

そのため、市では、保育士宿舎借り上げ支援事業、保育士養成修学資金貸付事業を創設する等、様々な保育士確保対策を展開してまいりました。

中でも、保育士待遇改善手当、いわゆる、「いちはら手当」につきましては、県内トップクラスの水準で支給をしており、保育士確保策を強化しているところでございます。

市いたしましては、保育士確保は、保育の質の向上を果たすための最重要課題であることから、施設と連携をし、働き方改革などによる魅力ある保育現場の実現をサポートするなど、引き続き、様々な支援策を展開してまいりたいと考えております。

【答弁後】

通常の保育が誰でも通園の影響で、人員配置が手薄になったり、園児が通いづらくなるなどあってはならないと思います。だからこそ、全体として保育士を増やしていく、処遇の改善が求められるのではないかでしょうか。76年ぶりに4歳、5歳の配置基準がみなおされました。30人から25人に一人の保育士です。保育士さん、もっと増やしていくかなければ感じます。冒頭に専門家の方からの指摘を申し上げましたが、「地域住民と子どもたちに寄り添った制度」に共に築き上げていけたらと思っています。

2.多文化共生社会実現のための事業推進について

近年、グローバル化が進み、人々の動きが活性化されたことで、日本全国で外国人の人口が急速に増加しています。

本市の「いちはら多文化共生まちづくりプラン」では、多文化共生社会について、『すべての人が持っている暮らしの中で培ってきたものの見方や考え方、それに伴う習慣、振る舞いを「文化」と捉えて、国籍や民族等の異なる人々が互いの文化を認め合い、ともに暮らし社会参画できるまちのことを言います。』と記されています。

私は先日、市原市国際交流協会が行っている「にほんご教室」に伺いました。日本人の先生一人に一人から三人の外国人の方が対面で日本語の勉強をしていました。ネパールの方のグループに参加させていただくと、「宗教はヒンズー教、牛肉は食べずチキンが多い」などと話してくださいました。短時間でしたが、多文化共生社会ということが日本語・母国語を通じて、またその方の人柄に接して少しあわかった気がしました。

本市の外国人居住者は現在 8000 人を超え、市原市の人口の約 3%です。10 年前が約 4900 人でしたので、およそ 3000 人の増加です。今後も…増えていくことは容易に考えられます。

そこでまず、

質問 1. 「いちはら多文化共生まちづくりプラン」の実績の評価についてお伺いします。

【答弁】

本市では、平成29年度に策定した「いちはら多文化共生まちづくりプラン」に基づき、市民と外国人市民が互いの文化等を認め合い、外国人市民が主体的に地域づくりに参画できる「多文化共生社会」の実現を目指し、様々な取組を展開しております。

一例を申し上げますと、市原市国際交流協会との協働で、外国人市民の日本語習得に向けた「日本語教室」や、市民と外国人市民との交流機会を創出するための「国際交流イベント」を開催するほか、青少年の国際感覚の醸成を目的とした海外留学支援や、外国人市民への適切な行政サービスの提供を図るための「行政情報の多言語化」、相談窓口の設置などに取り組んでおります。

これらの取組の結果として、日本語教室の受講者数や国際交流イベントへの参加者数は、プランで位置づけた目標値を達成するなど、一定の成果が得られたと評価している一方で、国際交流協会の会員の皆様の高齢化や、外国人市民と地域のつなぎ役となるキーパーソンの育成等といった課題も生じている状況であります。

こうした状況を踏まえ、現在、現プランの改定に向けた策定方針の検討作業を進めているところであり、改定にあたっては、現プランに係る取組の評価や課題、増加傾向にある外国人市民の状況等の社会状況の変化を踏まえるとともに、外国人政策に係る国の動向等も注視し、策定方針を定め、作業に取り組んでまいりたいと考えております。

【答弁後】

課題は少なくはありません。

◎市民への周知が不足

◎災害時の対応について:①避難場所を知っているひと、②防災訓練に参加したこと

がある人は少ないと思われます。2016年では、①38%②13%

◎「にほんご教室」の指導の方はほとんどがボランティア、病院に通訳で付き添っていく時の交通費も自費で行かれる、国際交流を担う人材育成が必要であれば、行政からの支援を積極的に行っていただきたいと思います。

本プランで小出市長は「在留外国人の定住化などの事情を考慮し、これまでの外国人市民への支援をより充実させるとともに、外国人市民を単なる支援の対象とするだけでなく、市民と外国人市民が共にまちづくりの担い手として地域社会づくりに参画できるよう外国人市民を対等なパートナーとして位置づける」と述べられています。私も本当にそうだと思います。国際交流協会も来年35周年をむかえます。是非、多文化共生社会実現のための事業を推進していただきたいと思います。

次です。日本語教師養成講座について伺います

広島県で学校や公民館で日本語を教えていらっしゃる方のお話です。「日本で学び、働く外国人の多くは、『日本が好き』『円安で大変だけど安心、安全』『自国の戦火を逃れてきた、親への仕送りしている』などの理由で来日している。みんな難しい日本語を覚え一生懸命働くなど涙ぐましい努力をしている。だから応援したい。」このようなことを聞くと日本語を学ぶことがいかに大切というより大変かと思わされます。私は本市においても、是非日本語教師養成講座を設置していただきたいと思います。

質問2.(日本語教師養成講座についての)当局の見解を伺います。

【答弁】

本市では、外国人市民の日本語習得に向け、国際交流協会と協働で公民館などの市内9カ所で日本語教室を開催しており、外国人市民の増加に伴い、その受講者数も増加しております。

このような中、外国人市民に日本語を教える人材が不足してきていることから、日本語学習支援を行うことができる人材を育成していく必要があるものと認識しております。

そのため、外国人市民が安心して生活できるよう、日本語を教えられる人材の養成に向けた講座の実施等につきまして、関係部署と協議調整を行っているところであります。

市といたしましては、国際交流協会等と連携して、外国人市民のコミュニケーションの基礎となる日本語を学ぶ機会が提供できるよう、引き続き、取り組んでまいります。

【答弁後】この講座については、国際交流協会も長年お願いしているとお聞きしました。定期的に行って欲しいという強い思いも話されました。是非実現のため推進していただきたいと思

います。

最後に、今年、全国知事会が青森市で開かれました。その会議の内容について触れたいと思います。会議の中で、「外国人の受け入れと多文化共生社会実現に向けた提言」をまとめています。知事会は会議全体の声明でも「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す」と宣言しています。

また、提言は「国は外国人を『労働者』とみているが、自治体からみれば日本人と同じ『生活者』であり『地域住民』だと指摘もしています。

さらに、日本語教育や生活支援の対応は自治体任せだとし、自治体の多文化共生施策への財政支援や、受け入れ環境整備に向けた基本法の制定など

が必要だと提言しています。

知事会はこれまで「外国人の就労・多文化共生社会づくり」について繰り返し国へ提言してきたそうです。今回 47 人の知事が この場に集い、対話の中で日本の未来を拓くに相応しい会議が行われたことがよくわかる内容でした。

本市においても、今後も国の動向を注視し、事業推進を行っていただきたいと思います。